

平成28年3月盛岡市議会定例会議案正誤表

区 分	正	誤
議案第19号 52ページ 上から6行目	白黒で出力した ものに限る	白黒で複写した ものに限る
議案第39号 110ページ 議案提出日	平成28年2月23日提出	平成28年2月23提出
議案第43号 114ページ 「3 公共的施設の整備計画」の期間	平成28年度から 平成32年度まで5年間	平成23年度から 平成32年度まで5年間

条例議案の概要正誤表  
 -平成28年3月定例会-

区 分	正		誤	
(88ページ) 2 改正の内容 (1) 中	事業の施行地区に含まれる地域の名称のうち、 <u>向中野字東道明の全部を向中野字東道明の一部に改めるとともに、向中野字畑返の全部、津志田6地割の一部及び津志田9地割の一部を削る。</u>		事業の施行地区に含まれる地域の名称から、 <u>向中野字畑返の全部、津志田6地割の一部及び津志田9地割の一部を削る。</u>	
(89ページ) 新旧対照表中	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部                  向中野字才川の一部                  向中野字細谷地の一部                  向中野字道明の一部  <u>向中野字東道明の一部</u>                  向中野字幅の一部  <u>向中野字鶴子の一部</u></p> <hr/> <p>津志田4地割の一部  <u>津志田5地割の一部</u></p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部                  飯岡新田6地割の一部                  飯岡新田8地割の一部</p>	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部                  向中野字才川の一部                  向中野字細谷地の一部                  向中野字道明の一部  <u>向中野字東道明の全部</u>                  向中野字幅の一部  <u>向中野字鶴子の一部</u>  <u>向中野字畑返の全部</u></p> <hr/> <p>津志田4地割の一部  <u>津志田5地割の一部</u>  <u>津志田6地割の一部</u>  <u>津志田9地割の一部</u></p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部                  飯岡新田6地割の一部                  飯岡新田8地割の一部</p>	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部                  向中野字才川の一部                  向中野字細谷地の一部                  向中野字道明の一部                  向中野字東道明の一部                  向中野字幅の一部  <u>向中野字鶴子の一部</u></p> <hr/> <p>津志田4地割の一部  <u>津志田5地割の一部</u></p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部                  飯岡新田6地割の一部                  飯岡新田8地割の一部</p>	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部                  向中野字才川の一部                  向中野字細谷地の一部                  向中野字道明の一部                  向中野字東道明の一部                  向中野字幅の一部  <u>向中野字鶴子の一部</u>  <u>向中野字畑返の全部</u></p> <hr/> <p>津志田4地割の一部  <u>津志田5地割の一部</u>  <u>津志田6地割の一部</u>  <u>津志田9地割の一部</u></p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部                  飯岡新田6地割の一部                  飯岡新田8地割の一部</p>

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成28年3月盛岡市議会定例会提出議案の訂正について

平成28年2月23日付け27盛財第165号により提出した議案のうち、議案第31号「盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」の一部を次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 訂正内容

第3条の改正規定を次のとおり訂正する。

(訂正前)

第3条中	「向中野字鶴子の一部 向中野字畑返の全部」	を「向中野字鶴子の一部」に、	「津志田5地割の一部 津志田6地割の一部 津志田9地割の一部」	を
	「津志田5地割の一部」に改める。			

(訂正後)

第3条中	「向中野字東道明の全部」	を「向中野字東道明の一部」に、	「向中野字鶴子の一部 向中野字畑返の全部」	
	「津志田5地割の一部 津志田6地割の一部」			を「津志田5地割の一部」に改める。
	津志田9地割の一部」			

2 訂正理由

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画事業の見直しに伴い、「向中野字東道明の全部」を「向中野字東道明の一部」と改めるべきところを、現行の規定が「向中野字東道明の一部」であると誤って認識し、改める規定を設けなかったことから、第3条の改正規定を訂正しようとするものである。

